

【20用語】

管地分合（かんちぶんごう）…管轄する土地を分割または併合（統廃合）すること

差向（さしむき）…とりあえず、さしあたり

従前（じゅうぜん）…今より前、それまでの、以前

主管（しゅかん）…中心となつて管轄・管理すること、管轄の主体

【20解説】

明治六年（一八七三）六月、群馬・入間の両県を廃止して熊谷県が新設されたが、その後、政府は全国的な行政区画の見直しを始め、旧国域を生かす方向で県の統廃合を行った。これにより熊谷県は明治九年八月二十一日、旧武蔵国分を埼玉県へ編入、栃木県の管轄であつた上野国分の山田・新田・邑楽三郡を熊谷県へ移し、その熊谷県を群馬県（第二次）と改称した。こうして旧上野国の全域が一県としてまとめ、現在の「鶴舞う形の群馬県」（県令楫取素彦）が誕生したのである。

本文書（布達第三号）は、高崎通町の安国寺に置かれた県の仮庁舎が手狭であつたことから旧高崎支庁を分庁とし、さらに四か所の分局を置くことを通達したものである。ただ、この仮県庁は前橋町有志の熱烈な誘致運動によつて明治九年九月二十九日に旧前橋城内へ移されることになつた。